

## 特定手続用海外旅行保険普通保険約款

### 第1章 当会社の責任

#### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約条項に従い、当該特約条項に規定する保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。

#### 第2条（用語の定義）

この約款およびこの保険契約に付帯された特約条項において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）被保険者

保険証券記載の被保険者をいいます。

（2）保険期間

保険証券に記載された保険期間をいいます。

（3）旅行行程

保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの旅行行程をいいます。

（4）保険事故

この保険契約に付帯された特約条項のそれぞれに規定する保険事故をいいます。

（5）損害等

この約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。

（6）傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

（7）疾病

前号の傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。

（8）医師

日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者

以外の医師をいいます。

(9) 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(10) 通院

医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。

(11) 死亡保険金受取人

この保険契約に、傷害死亡保険金または疾病死亡保険金のいずれかを支払う特約条項が付帯された場合に、当該特約条項に規定する死亡保険金受取人をいいます。

(12) 重複保険契約

この保険契約に付帯された特約条項と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または特約をいいます。

(13) 目的地

被保険者が旅行行程中に訪れる保険証券記載の国または地域をいい、旅行行程中に複数の国または地域を訪れる場合には当該複数の国または地域をいいます。ただし、被保険者が搭乗する航空機、船舶、車両等の交通機関（以下「交通機関」といいます。）による通過・乗り継ぎにより訪れる国または地域および第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により訪れる国または地域を除きます。

### 第3条（責任の始期および終期）

当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

第1項の規定にかかわらず、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までには予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は当社が妥当と認める時間で、かつ、72時間を限度として延長されるものとします。

- (1) 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- (2) 交通機関の搭乗予約受付業務に瑕疵があったことによる搭乗不能
- (3) 被保険者が医師の治療を受けたこと。
- (4) 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の再発給または渡航書の発給を受けた場合に限りません。
- (5) 被保険者の同行家族（被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を

共にする別居の未婚の子をいいます。)または同行予約者(被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。)が入院したこと。

前項の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までまでに予定されているにもかかわらず次の各号に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、当社が妥当と認める時間を限度として、保険責任の終期は延長されるものとします。

- (1) 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- (2) 被保険者に対する公権力による拘束
- (3) 被保険者が誘拐されたこと。

第1項、第3項および前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる保険事故に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険料領収前に生じた保険事故
- (2) 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

#### **第4条(保険金を支払わない場合)**

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約条項の規定によります。

#### **第5条(死亡の推定)**

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、当該航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、傷害によって被保険者が死亡したものと推定します。

## **第2章 保険契約者または被保険者の義務**

#### **第6条(告知義務)**

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。以下この条において同様とします。)が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所(第10条(保険契約者の住所変更に関する通知義務)第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。第6項において同様とします。)にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。

- (1) 第21条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
- (2) 第21条（保険契約者の変更）第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
- (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

- (1) 第1項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当社が保険契約締結の際、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当社に告げても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
- (4) 当社が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。

第1項の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合でも、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第1項の規定にかかわらず保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、重複保険契約に関する事項について、当社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第2項、第3項および第5項の規定は、前項の規定による解除についても、これを適用します。ただし、同項の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があり、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、第3項第3号および第4号の規定は適用しません。

## 第7条（保険料の返還または請求 - 告知義務）

前条の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、同条第6項の規定により当社が保険契約を解除した場合において、保険契約者および被保険者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大

な過失がなかったときは、当社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。

前条第3項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

#### **第8条（重複保険契約に関する通知義務）**

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

#### **第9条（職業もしくは職務または目的地の変更に関する通知義務）**

保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くときまたは保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめるときも前項と同様とします。

保険契約締結の後、被保険者が目的地を変更するときは、保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）は遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

前項の規定による通知を受けた場合において、適用料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の適用料率と変更後の適用保険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、第3項の規定による変更があった後に生じた保険事故による損害等に対しては、変更前の適用料率の変更後の適用料率に対する割合により、保険金を削減します。

保険契約者または被保険者（これらの者の代理人を含みます。）が第3項の規定による手続きを怠った場合において、変更後の適用料率が変更前の適用料率よりも高いときも前項と同様とします。

#### **第10条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）**

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者またはその代理人は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

保険契約者またはその代理人が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

### 第3章 保険契約の無効、失効および解除

#### 第11条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3号において同様とします。）に詐欺の行為があったとき。
- (2) 他人を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかったとき。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合には、この限りではありません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がすでに保険事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

#### 第12条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡したときは、保険契約は効力を失います。

#### 第13条（保険料の返還 - 無効、失効の場合）

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意または重大な過失があったときは、当社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合にはすでに払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第14条（保険契約の解除）

当社は、第8条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があることを知ったときは、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第10条（保険契約者の住所変更に関する通知義務）第1項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。次項において同様とします。）にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項のほか、当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この

保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で保険事故を生じさせたこと(未遂を含みます。)が判明した場合
- (2) 保険金の請求に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったことが判明した場合
- (3) 前2号のほか、当社がこの保険契約を解除する相当の理由があると認めた場合  
前2項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者または死亡保険金受取人にあてた通知をもって保険契約者に対する通知とみなします。
  - (1) 第21条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者が明らかでないとき。
  - (2) 第21条(保険契約者の変更)第3項の規定によりこの保険契約上の権利および義務を承継した保険契約者全員の所在が明らかでないとき。
  - (3) 前2号のほか、正当な理由により保険契約者に通知できないとき。

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第1項の規定による解除をした場合には、第8条(重複保険契約に関する通知義務)に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた保険事故に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、次条の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。

第1項の規定に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者または被保険者(これらの者の代理人を含みます。)が故意または重大な過失により第8条(重複保険契約に関する通知義務)の規定による申出を怠り、かつ、当社が、これらの者に保険金を詐取する目的の疑いのあることを示したときは、この限りではありません。

## 第15条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第16条(保険料の返還 - 解除の場合)

第14条(保険契約の解除)第1項または第2項の規定により当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第14条(保険契約の解除)第4項の規定により保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その

残額を返還します。

## 第4章 保険金請求の手続

### 第17条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。第3項において同様とします。）が保険金の支払を受けようとするときは、この保険契約に付帯された特約条項において規定する保険金の請求書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

当社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。

被保険者または保険金を受け取るべき者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、保険金を支払いません。

### 第18条（支払通貨および為替交換比率）

当社が保険金を支払うべき場合には、保険金支払地の属する国の通貨（以下この条において「支払通貨」といいます。）をもって行うものとします。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨に換算します。ただし、当社が被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）からの申出を承認した場合は、保険金の支払額が確定した日の前日以外の日における交換比率により支払通貨に換算するものとします。

- (1) 保険証券において、この保険契約に付帯された特約条項に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨が異なるとき。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金支払の対象となる費用について現実に支出した通貨と支払通貨が異なるとき。

### 第19条（保険金の支払）

当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）が第17条（保険金の請求）第1項の規定による手続をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当社が特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

### 第20条（鑑定人および裁定人）

当社が支払うべき保険金の額の認定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）との間で争いが生じたときは、

その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。この場合において、鑑定人の中で意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。

当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

## 第5章 保険契約者の変更等

### 第21条（保険契約者の変更）

保険契約締結の後、保険契約者は、保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させることができます。

前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

保険契約締結の後、保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人が保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。

### 第22条（保険契約者が複数の場合の取扱）

この保険契約について、保険契約者が2名以上であるときは、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

### 第23条（契約内容の登録）

当社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会（以下この条において「協会」といいます。）に登録することができるものとします。

- (1) 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 死亡保険金受取人の氏名
- (4) 保険金額
- (5) 保険期間
- (6) 当会社名

各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契

約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

協会および各損害保険会社は、第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果を、第1項の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。

保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第1項の登録内容または第2項の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

#### **第24条（被保険者が複数の場合の約款の適用）**

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

#### **第25条（訴訟の提起）**

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### **第26条（準拠法）**

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。